

付録 8 1951年1月31日第2次会談メモ

1月31日外交局で（2時ないし3時半）

総理、次官

ダレス、ジョンソン次官補、マグルーダ少将、シーボルト大使、アリソン公使

1. 日本からだした書き物へのコメント（主としてダレス発言）あり。

付録 8

(1) 領 土

国民感情はよく解るが、降伏条項で決定済みであつて、これを持ちだされることは、アンフォーチュネートである。セトルしたことからして考えて貰いたい。

(2) 安 全 保 障

共産主義の滲とう、サボタージュ、攪乱行為に対する対抗手段は、お互のネーションがそれぞれ自らやるべきで 1. に書いてあることは尤もだ。

しかしそれ以上の場合

(イ) 小規模な武力攻撃に対する防禦については、日本の自力では足りぬかも知れぬから、米国でも援助する。一日本が防衛できるようになるまで米国の軍隊がいる。しかし永久に駐兵というわけにゆかぬ。日本の防衛力ができるにつれ縮少してゆくことにする。

(ロ) 大規模な侵略に対する防衛は、集団保障による以外にはない。1国だけではできぬ。米国といえども然りである。

安全保障について、両 3 日中に互に委員を指名して案を作らせることにしたい。

(3) 再 軍 備

経済上の困難など、書いてある困難は了解する。しかし、これを以て自由世界の防衛に貢献しない弁解にならぬ。この困難に打ち勝つて、何らかの貢献をして貰いたい。

国連にはいれば、国連の安全保障に貢献すべきである。

警察力の強化をいつているが、これを以て第 1 段階となすべきで、それ以後のものについていかなる手段を執るかは徐々に実行して行くことを考えてほしい。多くは期待しないけれども。これについて、前述の委員をして案を「ワークアウト」したい。(ジョンソン、マグルーダ、アリソン、シーボルト、を)

(4) 人 権 そ の 他

1 宣言でやることに異存ない。

2 の点は、日本が民主化をやるという精神はつづけてゆくものと了解する。しかし、条約で押えることは適當でないと思う。

この後半については、平和条約の問題でないから、GHQへ要望を出して、シーボルトへ写をよこして呉れ。

(5) 文 化

日米文化の交流の緊密化は同感だ。ロックフェラーが熱意を以て各方面と接触しているから了承ありたい。

(6) 国 際 福 祉

了承した。ユネスコはどうだと反問す。

(アリソンより加入手続をとつておると説明す。)

(7) 経 済

インゼネラルに米国としては賛成だが、比律賓、ビルマなどに反対があるので、米国として苦心が存する。

(8) 通 商

インゼネラルに米国として賛成だが、ダンピングの点について特に注意ありたい。

(9) 漁 業

ブリストル湾の問題を西海岸の業者が問題にしておる。日本が自発的な紳士協定で解決することを案出されたい。それは将来のリーガルライトをサレンダーしなくてもすむ筈である。

(10) 賠 償 等

賠償については、比律賓などが異論があるようだが、米国としては大体日本案に賛成である。

(i) ウォア クレイムについて

在外資産は、事実今までにほとんど処分済みで、従つて返還はできない。ただ、大公使館、領事館関係資産のごときは返還することになろう。

日本人に対する補償の点は、日本の案に異存ない。

(ii) 掠奪財産

少し残つていると聞いている。「クローズ」とすることはできないが、条約締結後半年とか1年の間にアピール・ツウ・ザ・コートを認めるというようなことにして委員間に話し合いたい。

(iii) 連 合 国 財 産

異存ない。

付録 8

(二) 日 本 の 金

米国としては返還したいと思うが、何かコンペンセーションを要請するかも知れない。

(1) 戦 後 債 務

方法は、別問題だと思うが、精神は立派で諒とする。どうして返却するか大蔵省側とも話をしてみたい。

(2) 戦 争 犯 罪 人

条約後の新訴追はないと思う。

大赦は1度に全部とはゆかぬけれども、罪状によつて緩和することにした。(刑の服役の日本委管については言及なし。)

(3) 手 続

早くやることに異存なし。東京会談後、比、新、潁にゆき、華府にかえる。3、4ヵ月のうちに条約案はできと思う。

2. 総理は、先方の発言中左のような意見を述べられた。

(i) 安全保障について immediate danger はどの方からくと思われるか。自分はむしろヨーロッパにあると思うがこの点のはつきりしないと安全保障の具体的案は困難ではあるまいか。日本に正確な情報がないから米国の方でよく研究してもらいたい。

(ii) 造船について、自分の記憶によれば、日本の造船能力は年間70万トン位あるが、現在半分しか利用されていない。これをフルに動かすことが日本の経済自立のために必要である。

(iii) ダンピングについて、日本でも安売防止に努力している。今後も努力するつもりだ。そのため輸出組合など必要な措置を執りたいが、独禁法とか事業者団体法などからくる困難がある。これらの困難を除去することに好意的考慮を願いたい。